

障がい者が働きやすい職場改善事業 企画提案公募実施要領
(事業説明書)

提案公募テーマ

職場定着に課題を抱える企業を対象とした職場見学ツアーとアドバイザー派遣事業

募集スケジュール

- 受付期間
令和8年2月20日(金)～令和8年3月9日(月) 12時まで
- 説明会
令和8年2月26日(木) 10時から 県庁地下1階南棟 福祉労働部会議室
- 委託事業候補者の決定
令和8年3月中旬

福岡県福祉労働部労働局就業支援課障がい者支援係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
TEL 092-643-3593 FAX 092-643-3619
E-Mail: syugyoshien@pref.fukuoka.lg.jp

- 本県では、障がいのある人が働きやすい職場づくりを支援するため、職場定着に課題を抱える企業を対象に、本事業の実施を計画しています。

本事業は委託により実施する予定であり、その委託事業候補者を選定するための企画提案公募を以下のとおり実施します。

なお、本事業は令和8年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、事業を実施しない、または一部変更して実施することがあります。

1 事業の目的

障がいのある人が働きやすい職場づくりを支援するため、職場定着に課題を抱える企業を対象に、障がいのある人が活躍する職場を見学するツアーと、受け入れ環境改善を助言するアドバイザー派遣を一体的に実施することにより、職場定着率の向上を図り、県内の民間企業における法定雇用率達成を目指すものです。

2 委託業務

(1) 内容

別紙「業務委託仕様書(案)」のとおりに実施します。

(2) 事業期間

契約締結の日（令和8年4月1日以降）～令和9年3月31日

(3) 予算規模

32,248千円（消費税及び地方消費税含む）以内

3 応募

(1) 公募説明会

日時：令和8年2月26日（木）10時00分～

場所：福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁 地下1階 福祉労働部会議室

※ 説明会に参加の際は、令和8年2月25日（水）15時までに、別紙「参加申込書」を下記9へメールにてご提出ください。

※ 説明会参加は必須ではありませんが、応募を検討している事業者はできるだけ参加してください。

(2) 応募方法

- ① 福岡県福祉労働部労働局就業支援課障がい者支援係まで、応募する旨を事前連絡の上、必要書類を直接持参又は郵送してください。（連絡先等は下記9を参照）
- ② 直接持参する場合の受付は、9時～17時までの間とします。（土日祝日を除く）
- ③ 郵送する場合の受付は、3月9日（月）12時まで（必着）とします。

(3) 受付期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月9日（月）12時まで（期日厳守）

(4) 応募資格

本事業に応募できるものは、次の要件の全てを満たす法人等とします。

- ① 国又は地方自治体等から障がい者雇用に関する業務の委託を受け、誠実に履行した実績を有していること。
- ② 障害者雇用状況報告義務対象の場合は、障がい者法定雇用率を達成しているか、達成する見込みであること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参

加者の資格) 各項各号に掲げる者でないこと。

- ④ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間でないこと。
- ⑤ 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 応募書類

応募に当たっては、次の書類を期限までに提出してください。

- ① 企画提案応募書(様式1) 1部
- ② 企画提案書(別記参照、経費見積書添付のこと) 5部
- ③ 事業者の概要、事業概要がわかるもの(会社リーフレット等) 5部
- ④ 直近の障害者雇用状況報告書(写し) 1部

(6) その他

- ① 提出期限までに所定の書類が揃わない場合、選定の対象となりません。
- ② 企画提案及び応募に関する一切の費用は、提案者の負担とします。
- ③ 提出後から選定までの間、企画提案書及び経費見積書の修正は原則として認めません。
- ④ 選定結果に関わらず、提出書類の返却はいたしません。

4 企画提案書

企画提案書は原則としてA4版の片面印刷とし、書式は自由とします。ただし、下記の項目順に、具体的に記載してください。

(1) 提案する事業者の状況

- ① 本事業を効果的かつ円滑に実施するための専門知識、実績、ノウハウ等の有無
- ② 国又は地方自治体等からの障がい者雇用に関する業務の受託実績

(2) 本事業に関する提案者の考え

- ① 障がい者雇用の現状と課題を踏まえた提案内容の概要
- ② 職場定着率向上に向けた本事業の取組内容
- ③ 参加企業募集の方法
- ④ ツアーとアドバイザー派遣を一体的に実施する上での工夫
- ⑤ 事業中に障がい者を雇用したいという企業からのニーズがあった際の支援策
- ⑥ 事業全体のスケジュール

(3) 見学ツアーの実効性

- ① 見学ツアーの実施イメージと具体的なスケジュール(案)
- ② ツアー受入企業及び参加企業との円滑な連絡調整・協力体制

(4) アドバイザー派遣の実効性

- ① 派遣するアドバイザーの選定方法(職種、資格、実績等を含む)
- ② 職場環境改善に向けた助言の実施イメージとその効果
- ③ 従業員向け出前講座の実施イメージとその効果

(5) 事業実施体制の確立

- ① 組織体制(人員配置、経験、資格、指揮監督系統等)

(6) 費用の積算

様式は任意とします。ただし、項目ごとに具体的に記載してください。

また、計上する経費は税抜きで記載してください。(別紙「経費見積書」参照)

5 欠格事項（応募の無効）

以下に該当する者は応募を無効とします。

- （1）本要領に示した公募参加の資格がない者
- （2）故意に提出書類に虚偽の記載をした者
- （3）提出期限内に所定の書類を提出しなかった者

6 委託先の選定

（1）選定方法

選定委員会において、企画提案の内容を審査の上、その評価点を基に選定します。
ただし、各委員の評価点の合計が満点の半分に満たない場合は「委託事業候補者なし」とする場合があります、各委員の評価点の合計が最も高い事業者が複数ある場合は、委員の協議により委託事業候補者を選定します。

（2）応募者がいない場合又は1者のみの場合の取扱い

応募者がいない場合は、公募を中止し、業務内容等を再度検討します。
また、応募者が1者のみの場合は、各委員の評価点の合計が満点の半分以上を超える場合に限り、その事業者を委託事業候補者を選定します。

（3）評価項目

- ① 提案する事業者の状況
- ② 本事業に関する提案者の考え
- ③ 見学ツアーの実効性
- ④ アドバイザー派遣の実効性
- ⑤ 事業実施体制の確立
- ⑥ 費用の積算

（4）選定結果

選定・非選定結果の通知は文書により行います。

（5）選定結果の公表

選定された委託事業候補者は県ホームページに掲載を行います。

7 契約

県は、選定された委託事業候補者と委託契約を締結します。ただし、以下の点に留意してください。

（1）契約内容の決定

契約に当たっては、提案をもとに細部について県と委託事業候補者で打合せを行った上で最終的な契約内容、金額を決定します。

なお、契約締結に係る諸費用（印紙代等）は受託者の負担とします。

（2）契約保証金

契約締結に先立ち、委託事業候補者は、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めるものとします。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは契約期間満了時に全額返還されます。

また、福岡県を受取人とする履行保証契約を保険会社と締結した場合等、契約保証金が減免される場合があります。

（3）委託料の範囲

事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本

費、賃借料、謝金、保険料等)を含むものとし、原則として領収書等で支出したことが確認できるものを対象とします。

8 事業報告

受託事業者は、令和9年3月31日までに事業実績報告書等を提出するものとします。

なお、事業実施に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておく必要があります。

9 事業担当課

(1) 本件に関する問合せ、提案書提出、説明会申込先

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

福岡県福祉労働部労働局就業支援課障がい者支援係

担当：沖西、中須

TEL：092-643-3593

FAX：092-643-3619

E-Mail：syugyoshien@pref.fukuoka.lg.jp

(2) 問合せ（質問）

- ① 質問票の受付は、令和8年2月20日（金）から令和8年3月4日（水）17時までとします。（期日厳守）
- ② 質問票は、別紙「質問票」に記載の上、メールにてご提出ください。
- ③ 公正を期すため、質問内容及び回答（質問者名は除く）をホームページに掲載します。ただし、評価に影響しない簡易な質問については、質問者のみに回答する場合があります。